

第2章 政策の内容

第3節 みんなで支えあう生涯にわたる安心づくり

前期3年で目指す姿

支えあう安心社会のまち

地域での支えあいを進め、誰もが安心安全に充実した暮らしを送れるように各事業を推進します。子育てや福祉、健康について一人ひとりのニーズにあったサービスを提供できるように相談体制の充実を図り、関係機関との連携で支援を行います。

施策12 子育て支援の充実

重点

《主な取り組み》

- ・活動拠点施設の充実
- ・地域相互援助の子育て環境づくり
- ・子どもに関する相談体制の充実
- ・要保護児童対策の推進

施策13 障がい者（児）福祉の充実

《主な取り組み》

- ・相談支援の充実
- ・サービス提供事業者との連携

施策14 高齢者福祉の充実

重点

《主な取り組み》

- ・介護予防の推進
- ・地域包括ケアシステムの充実
- ・高齢者の自立と社会参加
- ・高齢者の健康づくり

施策15 低所得者福祉の充実

《主な取り組み》

- ・就労自立支援の促進
- ・相談窓口の充実

施策16 地域福祉の充実

《主な取り組み》

- ・総合相談体制の充実
- ・地域コミュニティの構築

施策17 疾病予防と医療体制の充実

《主な取り組み》

- ・生活習慣病予防中心の健康づくりの推進
- ・特定健診、特定保健指導の推進
- ・乳幼児健診等の充実

施策 12

子育て支援の充実

重点

担当課 子育て支援課 保育園

現
状
と
課
題

- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、ひとり親家庭の増加、共働き家庭の増加、保護者の就労形態の多様化に伴い、保育等のニーズも多様化しており、病児保育を始め、延長保育や低年齢児の保育、放課後児童クラブ等の利用ニーズが増えています。
- 子育ての援助が必要な時に利用できる、相互援助体制であるファミリー・サポートセンター会員登録数の伸びが横ばい状態で、依頼会員の希望を十分満たす協力会員数の登録に至っていません。
- 核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子育ての孤立化や育児情報の氾濫等により、保護者の子育てに対しての不安や負担感を持つ人が増加しています。一方子どもを取り巻く状況は、児童虐待、いじめや不登校、貧困と格差等、問題が複雑・多様化・深刻化しており、育児・養育・虐待相談件数が増加しています。また、気軽に相談できるつどいの広場や地域子育て支援拠点センターの利用者数は、横ばい状態です。
- 保育ニーズの増大に合わせて保育の量的拡大に努めてきたことで、待機児童は存在していませんが、今後も引き続き待機児童を発生させないように、需要と供給のバランスを取っていくことが求められています。

課
題
解
決
に
向
け
た
取
り
組
み

- 病児保育施設を開設し、病児・病後児の保育ができる体制整備を図るとともに、利用ニーズに応じた保育所・放課後児童育成クラブの整備を行います。
- 子育ての悩みを軽減し、楽しく子育てができるよう、ファミリー・サポートセンターの周知を図り、登録会員数を増やし、利用ニーズに対応できるようにします。
- 地域全体で子どもたちの成長を見守っていく環境づくりが重要で、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるために各関係機関との連携・情報共有を図るとともに、専門職員を複数配置した相談室の拡充を検討します。また、つどいの広場や地域子育て支援拠点事業の周知をホームページや冊子等で行います。

第3節 みんなで支えあう生涯にわたる安心づくり

前期3年で目指す姿

支えあう安心社会のまち

課題解決に向けた取り組み

- 既存の保育所はもとより、認定こども園への移行を希望する事業者への支援を行い、質の高い幼児期の教育・保育の提供、保育の量的拡大、子育てしやすいまちづくりをさらに推進し、今後も引き続き待機児童ゼロを目指します。

成果指標

	単位	基準値 (H25)	目標値 (H29)
●病児・病後児施設利用者数	人	180	270
●ファミリー・サポートセンター利用件数	人	302	350

市民協働との関係

協働の対象者

協働の取り組み

- 市民
 - 子どもや保護者に声をかけ、見守りを行います。
 - 児童虐待防止・早期発見のため、子どもの変化に常に注意を払い、地域での見守りに努めます。



施策
13

障がい者（児）福祉の充実

担当課 福祉課

現
状
と
課
題

- 障がい福祉サービスの支給決定者が529人（平成26年3月）に達し、平成25年度「障害者総合支援法」の制定に伴い、障がいの特性に応じて支援が行われるようになったことで、今後も増加が見込まれます。在宅で生活を送るうえでは、個々に応じた様々な支援が必要であることから、支援体制を充実させていくことが必要です。
- 障がいのある子どもについては、就学前から就学、就労と成長に応じ、療育体制、社会生活に様々な課題があります。また、地域において自立した生活を安心して送るため、一人ひとりのニーズに応じた、きめ細やかな福祉サービスを提供し、多様化する障がいの特性に対応できるよう支援体制や共に支えあえる社会の構築など、今後増加していく障がいを持つ高齢者への対策も高齢支援課と連携を図る必要があります。
- 地域全体が障がいに対する正しい知識を持ち共に支えあえる社会の構築を図る必要があります。

課
題
解
決
に
向
け
た
取
り
組
み

- 障がい者（児）が地域において、自立して安心して生活を送ることが出来るようになるため、福祉サービスを受ける障がいのある人（児）全員への計画相談を実施します。併せて、それぞれのニーズに応じた様々なサービスを有効に利用できるよう、相談支援体制を充実するとともに、サービス提供事業者との連携を深め、自立支援協議会の連携及び強化により、支援体制の構築を図ります。
- 障がい児においては、障がいの特性に応じた保健・医療・福祉の連携を図り、個人に応じた連動した支援体制をつくとともに、障がい者（児）がライフステージに応じた一貫した切れ目の無い支援を安心して受けることができるよう、各種関係機関との連携を強化していきます。
- 障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、共に支えあう社会づくりを推進していくために、障がいに対する正しい知識や理解の啓発活動を実施していきます。

第3節 みんなで支えあう生涯にわたる安心づくり

前期3年で目指す姿

支えあう安心社会のまち

成果指標			
	単位	基準値 (H25)	目標値 (H29)
●就労系サービスの利用者数	人	135	278

市民協働との関係	協働の対象者	協働の取り組み
	●市民、各種団体	●地域の見守りを行い、交流活動などに参加します。

用語説明

※ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階



施策
14

高齢者福祉の充実

重点

担当課 高齢支援課

現
状
と
課
題

- 平成26年3月末の高齢者数は14,738人、高齢化率29.1%であり、国や県と比較しても高齢化が先行しています。それに伴い、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加し、寝たきりや認知症など要介護状態の高齢者も増加しています。高齢者ができる限り要介護状態にならないように介護予防を早期から進める必要があります。
- 高齢者が介護や支援が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続していくために、医療・介護・福祉が連携した地域での支えあい体制やサービスを提供することが必要です。
- 元気な高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、経験や知識、技能を活かした積極的な社会参加を促し、様々な世代が共に活動しお互いを理解していく世代間交流を推進する必要があります。

課
題
解
決
に
向
け
た
取
り
組
み

- 介護予防事業の体系を見直し、元気高齢者とやや虚弱な高齢者である予防事業対象者を分け隔てなく、住民主体の活動的な通いの場を創出します。また、リハビリ等の専門職を活用した自立支援に資する取り組みを推進し、介護予防の機能強化を図ります。
- 「第6期老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者が自立した生活ができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を図ります。また、今後増加する認知症高齢者等に適切に対応するため、早期診断や家族への支援、地域の見守り体制づくりを進めます。
- 高齢者の持つ豊富な知識や経験、技能等を積極的に活用して自立と社会参加を推進していきます。また、世代間交流により元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待でき、社会的孤立を防ぐことが可能になります。このように、高齢者が生きがい・役割を持って生活できるような居場所や出番づくりなどの環境整備を推進します。

第3節 みんなで支えあう生涯にわたる安心づくり

前期3年で目指す姿

支えあう安心社会のまち

成果指標

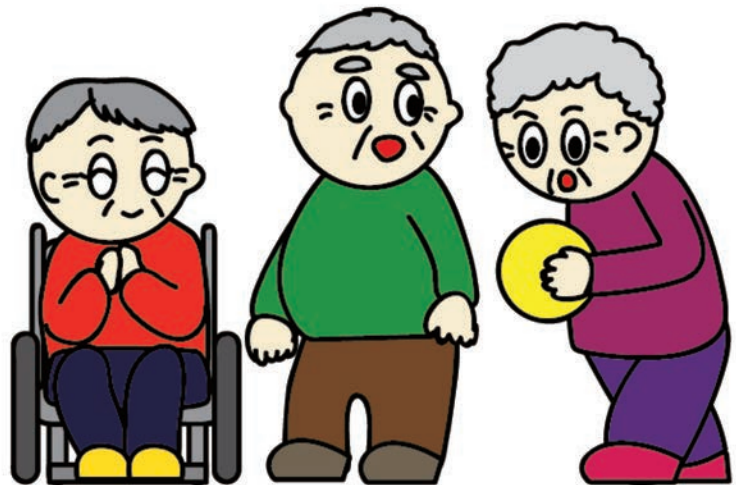
	単位	基準値 (H25)	目標値 (H29)
●住民主体の介護予防教室実施地区数 (累計)	区	95	160
●認知症サポーター数(累計)	人	10,153	17,250

市民協働との関係

協働の対象者

協働の取り組み

- 市民、地区役員、民生委員、老人クラブ、民間企業
- 高齢者の自立と生きがいづくりを支援します。
- 高齢者見守りネットワークに参加します。



施策
15

低所得者福祉の充実

担当課 福祉課

現
状
と
課
題

- 高齢化や傷病（障がい）による就労収入の減少、経済不況による就労収入の減少及び解雇による稼働年齢層の生活保護受給者や年金受給要件を満たさない高齢者が増加しています。今後も引き続き、年金・医療・介護保険制度の改正、少子高齢化・核家族化などにより、生活困窮者の増加が予想され、稼働能力のある生活保護者及び相談に訪れた生活困窮者等に対し、自立に向けた包括的な対応が求められています。

課
題
解
決
に
向
け
た
取
り
組
み

- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に至る前の段階で自立支援の強化を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から新たな自立支援事業を開始します。生活困窮者の課題は多様で複合的であり、「各種社会保障制度の狭間」に陥らないように広く受け止めるため、相談窓口を設置し、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な課題に対応します。
- 生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援を行うとともに、働く場や社会参加の場を広げていきます。

成
果
指
標

	単位	基準値（H25）	目標値（H29）
● 就労自立支援による新規就労者数	人	10	20

市
民
協
働
と
の
関
係

協働の対象者	協働の取り組み
● 市民、民生委員、ハローワーク等	● 生活困窮者の早期把握や見守り、自立支援を行います。

施策
16

地域福祉の充実

担当課 福祉課

現
状
と
課
題

- 少子高齢化や核家族化の進行により、福祉ニーズは複雑、多様化しています。また、地域コミュニティにおいては、人間関係の希薄化に伴い、かつての伝統的な「向こう三軒両隣」のような相互扶助関係が失われ、「相談する人」、「頼る人」がいない等、社会的孤立が拡大し、家庭内暴力や虐待、引きこもり、孤立死など社会問題が発生しています。このような背景から、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができる社会の実現を目指し、従来の福祉サービスの充実に加え、地域住民や事業者、そして行政や関係団体などが連携を図り、協働して地域における支え合いの仕組みを構築していくことが重要です。

課
題
解
決
に
向
け
た
取
り
組
み

- 地域福祉を推進するために、社会福祉関係団体と連携・協力しながら、市民の地域福祉活動に対する意識啓発や、地域における市民主体の福祉活動の活性化に向けて「第2期地域福祉計画」に基づき事業を進めます。主に、地域の人々が地域の生活課題に対応していくため、人材、施設、組織（団体）などの地域の資源を見出し活用するとともに、これらの資源と行政施策等を上手く組み合わせながら地域の課題を解決し、地域福祉を推進していく体制を構築していきます。また、福祉の相談体制については、総合相談体制の整備など、分かりやすく相談しやすい体制を整備するとともに、多様化・複合化する課題に対し、相談に関わる関係部署が、情報を共有しあうことで、縦割りにとどまらない総合的に対応する体制づくりを進めます。

成
果
指
標

	単位	基準値 (H25)	目標値 (H29)
● 地域サロン立ち上げ地区数（累計）	区	76	100
● 支え合い活動推進モデル地区数（累計）	区	28	40

市
民
協
働
と
の
関
係

協働の対象者

協働の取り組み

- 市民、社会福祉協議会、福祉事業所、地区社協、地域ボランティア、民生委員、各種団体
- 地域での見守り活動、交流活動、防災・防犯活動、健康づくり活動などに参加します。

施策
17

疾病予防と医療体制の充実

担当課 健康推進課

現
状
と
課
題

- 糖尿病や高血圧、脂質異常等の生活習慣病の増加により、脳卒中・心臓病・腎不全などの合併症が増え、医療費が年々増加しています。生活習慣病の予防について、市民に重要性を理解してもらい、健診受診者を増やすための周知方法や健診後の受けやすい保健指導の体制について検討が必要です。
- 少子化・核家族化が進み、育児不安を抱える保護者、及び遅い就寝等による生活リズムの乱れや心身の発達に関する相談・助言などを必要とする乳幼児が増えています。安心して子どもを生き育てられるように、乳幼児健診の充実や保護者への正しい情報提供、保健事業の拠点の確保等が必要です。
- 小児専門医が少ない状況にあり、小児医療対策が求められています。
- 国民健康保険は、高齢者の割合が多いことや社会保険に比べて保険税の負担が重いなどと構造的な問題を抱えています。税金による財源の確保が厳しくなる一方で、医療費は年々と増加しています。国保財政の健全化のため、医療費の適正化を図るとともに、適正賦課、収納率向上を図る必要があります。

課
題
解
決
に
向
け
た
取
り
組
み

- 生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化予防に向けて、関係機関と連携しながら、受けやすい健診体制の整備と、健診後の指導体制の充実を図り、「特定健康診査」と「特定保健指導」を推進します。
- 生活習慣病予防のため、市民自らが健康づくりに取り組めるように、運動する場の整備や活動グループのネットワーク化への支援を行います。
- 子どもの頃から正しい食習慣を身につけるよう母親学級、3ヵ月児健診等で親への食事指導や各保育園での食育講座、小中学生への健康教育など食育の推進を行います。
- 保護者が子どもの発育・発達を確認できる場、及び将来の生活習慣病予防に視点をおいた子育ての方向性を学ぶ乳幼児健診となるように、健診体制の充実を図ります。また、保健事業の拠点となる保健センターの確保に向けた検討を進めます。
- 小児救急医療対策については、在宅当番・救急医療の情報提供・病院群輪番制の体制確保・熊本県小児救急電話相談事業の周知徹底に努めます。

第3節 みんなで支えあう生涯にわたる安心づくり

前期3年で目指す姿

支えあう安心社会のまち

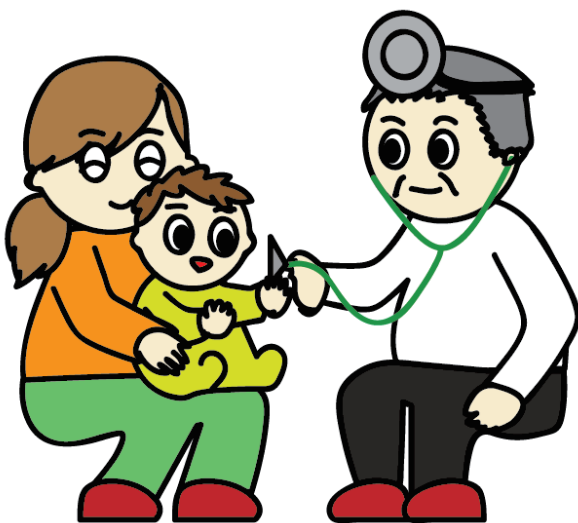
	単位	基準値 (H25)	目標値 (H29)	
成果指標	● 特定健診の受診率	%	32.4	40
	● 21時までに就寝する3歳児の割合	%	12	25
	● 健康づくりネットワーク参加団体数	団体	4	10

市民協働との関係	協働の対象者	協働の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民、各種団体 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種健診のPRや健康づくり事業への協力を行います。 ● 健康づくりへの自主的な取り組みや地域への声かけを行います。

用語説明

※病院群輪番制

地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる体制



第3編 前期基本計画 第2章 政策の内容

基本構想

前期基本計画

豊富な資源を活用する元気な産業づくり

学び合いと地域が育む人づくり

みんなで支えあう生涯にわたる安心づくり

